

## 検討対象水域（一部）における類型指定の見直しに係る考え方の整理方針（案）

### 1. 河川水域（上位類型見直し）

#### （1）相模川下流(寒川取水堰より下流)

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	水産 2 級(河川 B 類型相当)
現状水質経年変化	平成 7 年度以降、13 年間河川 B 類型相当の水質を満たしている。
発生汚濁負荷量の推移	経年的に減少傾向を示す。
類型(案)	河川 B 類型 ・将来予測による平成 25 年度の水質が河川 B 類型を満足する見込みである（変動幅による予測も満足）。
現行の類型	河川 C 類型

☆平成 17 年度を除くと平成 14 年度以降では 5 年間 A 類型相当の基準値を満たしている。今回の類型指定案としては B 類型とし、今後、経過を見守りつつ次の類型指定の見直しの機会に再度検討を行うこととしてはどうか。

## 2. 湖沼水域（暫定ダム見直し）

### （1）土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）

#### ①COD

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	・水道 2 級(湖沼 A 類型相当) ・水産 2 級(湖沼 A 類型相当) ※ ダム湖での漁獲魚種の実態を踏まえて水産 2 級を適用。
現状水質経年変化	平成 13 年度以降、7 年間湖沼 A 類型相当の水質を満たしている。
汚濁負荷量の推移	横ばい傾向で推移する見込みである。
類型(案)	湖沼 A 類型
現行の類型	・湖沼 A 類型 ・利水状況：水産 2 級

※ 水産利用は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、漁業権魚種による機械的な判定を改め、漁獲魚種の実態を踏まえて指定すべき。」を適用。

②全窒素及び全燐

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道 2 級(湖沼Ⅱ類型相当)</li> <li>・水産 1 種(湖沼Ⅱ類型相当)</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ ダム湖での漁獲魚種の実態を踏まえて水産 1 種を適用。</p>
現状水質経年変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全窒素については、平成 7 年度以降、湖沼Ⅱ類型を満足していない。暫定目標 0.43mg/l についても満足していない。</li> <li>・全燐については、平成 7 年度以降、湖沼Ⅱ類型を満足していない。暫定目標 0.020mg/l は、平成 7 年度以降(平成 7 年度、9 年度、12 年度及び 18 年度を除く)9 年間、満足している。</li> </ul>
汚濁負荷量の推移	全窒素についてはやや上昇傾向、全燐については横ばい傾向で推移する見込みである。
類型(案)	湖沼Ⅱ類型 全窒素：平成 26 年度までの暫定目標 0.43mg/l 全 燐：平成 26 年度までの暫定目標 0.018mg/l
現行の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖沼Ⅱ類型</li> <li>全窒素：平成 18 年度までの暫定目標 0.43mg/l</li> <li>全 燐：平成 18 年度までの暫定目標 0.020mg/l</li> <li>・利水状況：水産 1 種</li> </ul>
備考	将来水質予測 全窒素：0.55 mg/L (変動範囲 0.40～0.69 mg/L ) 全 燐：0.018 mg/L (変動範囲 0.011～0.025 mg/L)

※ 水産利用は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、漁業権魚種による機械的な判定を改め、漁獲魚種の実態を踏まえて指定すべき。」を適用。

(2) 弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）

①COD

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道 2 級(湖沼 A 類型相当)</li> <li>・水産 2 級(湖沼 A 類型相当)</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ ダム湖での漁獲魚種の実態を踏まえて水産 2 級を適用。</p>
現状水質経年変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年度以降 7 年連続して湖沼 A 類型を満足している。(湖沼 AA 類型は満足していない。)</li> <li>・平成 13 年度以降 7 年間暫定目標 2.6mg/L を満足している。</li> </ul>
汚濁負荷量の推移	横ばい傾向で推移する見込みである。
類型(案)	湖沼 A 類型
現行の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖沼 AA 類型(平成 18 年度までの暫定目標 2.6mg/l)</li> <li>・利水状況：水産 1 級</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工湖の類型指定の考え方(平成 15 年)により、平成 13 年の指定時の自然環境保全や水産の適用の考え方を改め、現状水質等や漁獲魚種の実態を踏まえると、<b>湖沼 AA 類型から湖沼 A 類型に変更となる。</b></li> </ul>

※ 水産利用は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、漁業権魚種による機械的な判定を改め、漁獲魚種の実態を踏まえて指定すべき。」を適用。

②全窒素及び全燐

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道 2 級(湖沼Ⅱ類型相当)</li> <li>・水産 1 種(湖沼Ⅱ類型相当)</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ ダム湖での漁獲魚種の実態を踏まえて水産 1 種を適用。</p>
現状水質経年変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全窒素については、平成 7 年度以降（平成 9 年度を除く。）湖沼Ⅱ類型を満足していない。暫定目標 0.32mg/l は、平成 8 年度、10 年度のみ満足している。</li> <li>・全燐については、平成 7 年度以降(平成 9 年度、11 年度、18 年度及び 19 年度を除く)9 年間、湖沼Ⅱ類型を満足している。暫定目標 0.01 mg/l についても同じ。</li> </ul>
汚濁負荷量の推移	全窒素、全燐ともに横ばい傾向で推移する見込みである。
類型(案)	湖沼Ⅱ類型 (全 燐：平成 26 年度までの暫定目標 0.010mg/l)
現行の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖沼Ⅱ類型</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">全窒素：平成 18 年度までの暫定目標 0.32mg/l</p> <p style="margin-left: 20px;">全 燐：平成 18 年度までの暫定目標 0.010mg/l</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利水状況：水産 1 種、水道 2 級</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来水質予測</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">全 燐：0.008 mg/L（変動範囲 0.003～0.013 mg/L）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常値を除外して全窒素の適用条件を整理した結果、全窒素は適用除外となる。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">（排水規制では全燐のみ対象、上流の小瀬川ダムについても排水規制では全燐のみ対象となっている。）</p>

※ 水産利用は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第 5 回）において、「人工湖の場合は、漁業権魚種による機械的な判定を改め、漁獲魚種の実態を踏まえて指定すべき。」を適用。

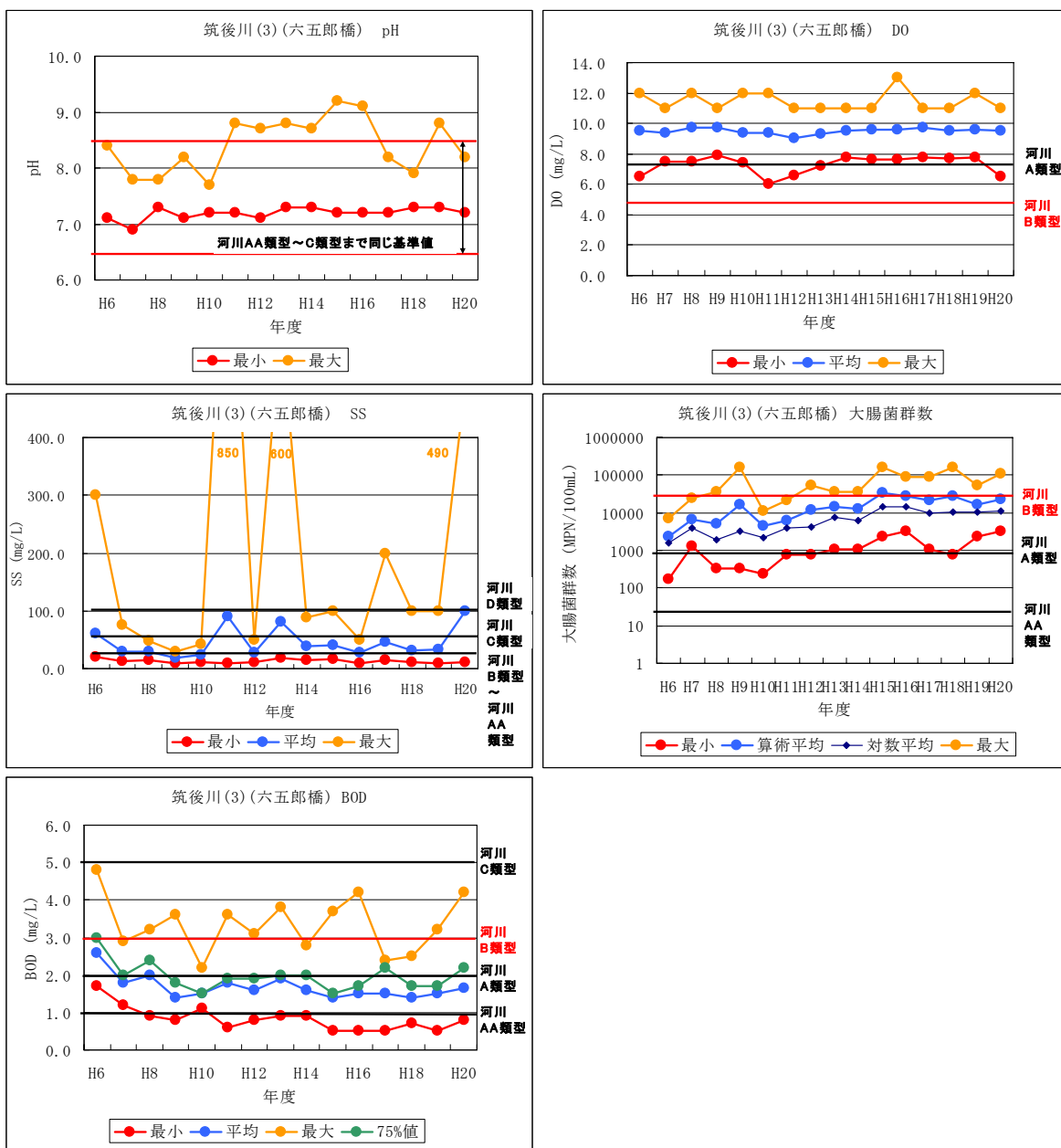
第6回 陸域環境基準専門委員会 資料5 より訂正事項等

(2) 筑後川(3)(豆津橋より下流)

類型指定判断基準項目	検討結果
利水状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道用水(水道3級)(河川B類型相当)</li> <li>・ 農業用水、工業用水</li> <li>・ 水産3級</li> </ul>
現状水質経年変化	平成9年度以降(平成17年度、平成20年度*を除く)、10年間河川A類型相当の水質を満たしている。
発生汚濁負荷量の推移	経年的に減少傾向を示す。
類型(案)	河川A類型 (→ B類型のままとする)
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17年度のBOD高濃度の理由は、<u>6月採水時の流量が少なかったことによることが起因した突発的な要因として考えられる。</u></li> <li>・ 将来予測による平成25年度の水質が河川A類型を満足する見込みである(変動幅による予測も満足)。</li> </ul>

\*) 平成20年度については検討中。

☆前回 資料4-2 p.6のBOD経年変化データについては、平成20年度値(2.2mg/L:速報値)を入れると、12年間に2回A類型を満たさない状態となる。このような状況で、A類型にすることには無理があると考えられる。今回の類型指定案としてはB類型のままとし、平成20年度の超過原因を調べた上で、次の類型指定の見直しの機会に再度検討を行うこととしてはどうか。



- 注) 1.平成6年度のデータについては異常湧水の影響を受けている。  
 2.現在筑後川(3)は河川B類型であり、赤字・赤線でこれを示した。  
 3.H20年度は速報値

図 筑後川(3) (六五郎橋) における水質の推移